健康保険の適用を受ける事業所又は事務所に限る。）の事業主、当該地域に住所地又は主たる事務所の所在地を有する船舶所有者（船員保険法第三条に規定する場合においては、同条の規定により船舶所有者の規定が適用される者）、当該地域に主たる事務所の所在地を有する厚生年金基金、当該地域に住所地を有する厚生年金保険法附則第四条の三第一項の規定による被保険者（同条第七項ただし書に規定する事業主の同意がない者に限る。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者並びに当該地域に住所地若しくは事業所若しくは事務所の所在地を有する厚生年金特例法第二条第一項に規定する対象事業主又は当該地域に住所地を有する同条第三項に規定する役員に係るもの、障害者の雇用の促進等に関する法律第三章第二節第二款の規定に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に主たる事務所の所在地を有する事業主に係るもの並びに徴収法、整備法及び石綿健康被害救済法に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に所在地を有する事業場の事業主若しくは平成二十三年三月十一日において、労働保険事務組合であって当該地域にその主たる事務所の所在地を有するもの（以下「特定事務組合」という。）に労働保険事務を委託している事業主又は特定事務組合に係るものについては、その期限が平成二十三年三月十一日から平成二十三年十二月十四日までの間に到来するものについて、平成二十三年十二月十五日とする。

平成二十三年十月二十六日

厚生労働大臣　小宮山洋子

都道府県名	地域
宮城県	宮古市 大船渡市 陸前高田市 釜石市 気仙郡住田町 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡山田町
岩手県	気仙沼市 多賀城市 本吉郡南三陸町

○農林水産省告示第二千百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県下伊那郡阿智村智里三五四〇の六、三五五二の一、三五五三の九、三五五三の一四、三五八四の一、三五八四の二八、三五八四の三二、三五八四の三三、三五八五の一から三五八五の三まで、三五八五の七、三五八六、三五八七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び阿智村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県下伊那郡阿智村智里三三八七の四（次の図に示す部分に限る。）、四二五九の二五五

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び阿智村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県中野市大字赤岩字牧ノ入二〇九の四

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び中野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県塩尻市大字贄川字木賊山七四四の七、字樽沢二四〇三のイの三〇、字花田沢一〇二八の一六、一〇二八の一七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県下伊那郡阿南町字富草六三の三、六四の一、六四の二、六五の二、七三の一、阿智村清内路一二一六の一五、一二二八の六、一二九四の一、一三三七の一、春日三〇一、三〇二、三三七の二三、三三七の二四、三三七の三〇から三三七の三三まで、三三七の三六から三三七の三八まで、三三七の四〇、三四七の二、三五一から三六〇まで、三六二、三六三の一、三六四から三六八まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字富草六三の三、六四の一、六四の二、六五の一、六五の二、七三の一（次の図に示す部分に限る。）、清内路一二二八の六、一二九四の一、一三三七の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦